

こんにちは。

毎月お送りしている「人事労務レポート」とは別に、人事労務に関する最新情報をタイムリーにお伝えしていきます。

【目次】

1. 「マタハラ」といわれないために
2. 高額療養費制度の改正

■ 社会保険労務士山口事務所：<http://www.ys-office.co.jp/>

1. 「マタハラ」といわれないために

「マタハラ」という言葉をよく耳にするようになりました。

妊娠や出産に関する職場での嫌がらせを「マタニティハラスメント(マタハラ)」と呼びますが具体的にはどのような行為が該当するのでしょうか。

神奈川県労働局が、従業員の妊娠から復職までの雇用管理について特集したページを開設しました。

労務管理上、特に注意したいのが不利益取扱いの禁止です。

男女雇用機会均等法や育児・介護休業法では、従業員の妊娠や出産を理由とした解雇や不利益取扱いを禁止しています。

解雇や自主退職の強要、減給などに限らず、正社員からパートタイマーへの雇用契約変更の強要や従業員の希望を超えて労働時間を制限する事も不利益取扱いに含まれます。

特集ページからダウンロードできるオリジナル冊子「まるっと解説！」で「どのような事を理由として」「どのような行為を行う」事が不利益取扱いに該当するのか具体例を挙げて解説していますので、ぜひ一度ご参照下さい。

妊娠や出産を理由とした解雇・不利益取扱いに関する紛争解決事例も掲載しています。

ケース毎に問題点と関係法令について解説していますので、こちらも合わせてご覧下さい。

http://kanagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/koyou_kintou/hourei_seido/top-kintou/p-c-leave.html

2. 高額療養費制度の改正

高額療養費とは、医療費が高額になった場合、1 か月ごとに一定の金額(自己負担限度額)を超えた分が還付される制度です。

現状は3段階に所得区分を分け、それぞれに自己負担限度額を設定していますが、平成27年1月から、この区分が5段階に分かれます。

<現状>

※カッコ内の金額を超えて医療費を支払った場合に、高額療養費の対象となります。

区分 A.標準報酬月額 53 万円以上の方(150,000 円)

区分 B.A と C 中間(80,100 円)

区分 C.住民税非課税者(35,400 円)

<平成 27 年 1 月以降>

区分 A.標準報酬月額 83 万円以上の方(252,600 円)

区分 B.標準報酬月額 53 万円から 79 万円の方(167,400 円)

区分 C.標準報酬月額 28 万円から 50 万円の方(80,100 円)

区分 D.標準報酬月額 26 万円以下の方(57,600 円)

区分 E.住民税非課税者(35,400 円)

標準報酬 26 万円以下の方は自己負担限度額が引き下げられ、標準報酬月額 53 万円以上の方は引き上げられることとなります。

※70 歳以上の方は別の区分設定がされていますが、平成 27 年 1 月での区分変更はありません。

対象となるのは、平成 27 年 1 月に診療を受けた分からです。

また、入院等で高額な医療費を支払うことが事前にわかった場合は、「限度額適用認定証」を発行してもらうことにより、病院での支払が自己負担限度額までとなる制度もありますので、ご連絡ください。

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/home/g3/cat320/sb3190/sbb3193/261114>

*** 毎月 1 回、メールでも配信しています。メール配信をご希望の方は、下記の
連絡先までお気軽にご連絡ください。**

内容に関するお問い合わせは山口事務所まで

社会保険労務士山口事務所

執筆: 望月孝次、佐藤貴之

〒151-0051

東京都渋谷区千駄ヶ谷 1-7-5 ヒロビル 2F

TEL: 03-5775-0762 FAX: 03-5775-0763

Homepage: <http://www.ys-office.co.jp>

Facebook: <http://www.facebook.com/ysoffice>

★5月30日に代表山口の新著が発売されました。

「裁判事例から見える労務管理の対応策」(新日本法規出版)

http://www.sn-hoki.co.jp/shop/product/book/detail_50857.html